



**Q**  高所得者の所得税に関して改正があったと聞きました。改正の内容を教えてください。

**A**  個人が納める所得税の負担率は、所得金額約1億円の層が最も高く、1億円を超えると負担率は下がっているという、いわゆる「1億円の壁」問題を是正するために、富裕層に対し課税を強化する改正が行われます。

●改正概要● **増税**

その年分の基準所得金額\*1から3億3,000万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、その年分の基準所得税額\*2を超える場合には、その超える金額に相当する所得税が課されます。

- \*1 基準所得金額：その年分の所得税について**申告不要制度\*3を適用しない**で計算した合計所得金額をいう。
- \*2 基準所得税額：その年分の基準所得金額に係る所得税の額をいう。
- \*3 申告不要制度：①確定申告を要しない配当所得等の特例  
②確定申告を要しない上場株式等の譲渡による所得の特例

①(基準所得金額 - 特別控除額(3.3億円)) × 22.5% } ①が②を上回る場合に限り、  
②基準所得税額 } 差額分を申告納税

基準所得金額ごとの影響額

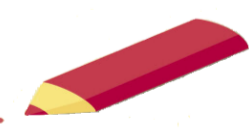
前提条件：総合課税対象の所得がなく、その年分の所得全てが申告分離課税となる配当所得や譲渡所得であるとした場合


基準所得金額	追加納税額
1億	0円
5億	0円
9.9億	0円
10億	75万円
20億	7,575万円
30億	1億5,075万円
40億	2億2,575万円
50億	3億75万円



※補足  
上記前提条件である場合、基準所得金額9.9億円を超えると追加で所得税が課されるようになります。

令和7年分以後の所得税から適用。



**POINT**  追加納付税額計算の際には、確定申告で申告を要しなかった配当所得、譲渡所得等についても加味する点に注意しておきましょう。

執筆者：北岡